平成２８年（フ）第１５３５号
横浜市港南区下永谷５丁目49番10号　キャッスル港南201
債務者　瀧ケ崎良季
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３９号
横浜市旭区中尾１丁目16番38号　ミユキホームズ希望ヶ丘101
債務者　北井　弘之
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目28番21―105号
債務者　塩田　和雄
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目28番21―105号
債務者　塩田　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７２号
横浜市鶴見区駒岡２丁目18番５号
債務者　木谷はる子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１９０号
東京都杉並区梅里１丁目22―23　第65オーナーズビル　６Ａ
債務者　森江友紀子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月27日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５３７号
横浜市戸塚区上倉田町1563番地１　母子生活支援施設くらき305号
債務者　齋藤　　芽
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５３号
横浜市港南区笹下５丁目15番25号　第七内田荘201号室
債務者　朱宮　訓恵
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２４号
東京都府中市宮町１丁目９番地の８ミオカステーロ府中宮町1203
債務者　小池　孝枝
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４０号
東京都国分寺市内藤１丁目７番地15ぐるめらんビル203
債務者　奥柿　文治
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１０号
静岡県牧之原市静波3101番地１　パルハイツ西町201
債務者　鈴木伸太郎
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５４号
栃木県宇都宮市錦３丁目７番７号　エスペラントハイツ205、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町85番地20　ニューハイツイザワ107
債務者　小畑　由樹
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６３号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生9139番地７、前住所栃木県那須塩原市一区町1480番地22
債務者　井上　博貴
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４２号
栃木県日光市今市本町30番地10
債務者　福田　純枝
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６２号
栃木県栃木市都賀町合戦場170番地１　日向野貸家Ｂ棟102、前住所栃木県小山市城東１丁目14番20号　関口ハイツ205号室
債務者　山岸　鷹幸
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係